

## 北海道老人クラブ「新規会員増等奨励特別賞」贈呈要綱

### 1. 趣旨

道内の老人クラブでは「伸ばそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」合言葉に、仲間づくりを進めています。しかし、老人クラブ会員の減少に歯止めのかからない状況にあります。また、コロナ禍の影響で老人クラブ活動も自粛等を余儀なくされ組織基盤は大きく傷ついています。こうした中、現在、5年以上も連続して会員増強を果たしている老人クラブがあります。そこで、本連合会ではこうした取り組み事例を発掘し、広く普及・啓発に努めるとともに、新規会員増などに顕著な事績のあった市町村老人クラブ連合会及び老人クラブを対象に「新規会員増等奨励特別賞」を贈呈し、この賞の贈呈を通して、新規老人クラブ会員増などの奨励を図り組織基盤の立て直しに資することにする。

### 2. 実施主体 一般財団法人 北海道老人クラブ連合会

### 3. 実施年度

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

### 4. 贈呈対象団体

当年度4月1日現在において、それぞれ次の①～⑤の各号に掲げるいずれかの成果を挙げた市町村老人クラブ連合会及び老人クラブとする。

ただし、令和3年度においては、当年度10月1日現在において4月1日から9月30日までの間に、市町村老人クラブ連合会にあっては①、②及び⑤の半分以上の成果又は③及び④のいずれかの成果、老人クラブにあっては①、②、④及び⑤の半分以上の成果又は③の成果を挙げた老人クラブとする。この場合、前年度は4月1日から9月30日までの間に読み替えるものとする。

#### (1) 市町村老人クラブ連合会

- ①当年度会員数に占める前年度中における新規加入会員数の割合（前年度新規加入会員数÷当年度会員数）10%以上増を達成した老人クラブ連合会
- ②前年度において50人以上の新規会員増を達成した老人クラブ連合会
- ③前年度において、新規クラブを設立又は休止クラブを復活させた老人クラブ連合会
- ④前年度において、若手委員会（部会）又は女性委員会（部会）を新たに設置した老人クラブ連合会
- ⑤前年度において、老人クラブ傷害保険（24時間型・活動型）の新規加入者10人以上増を達成した老人クラブ連合会

## (2) 老人クラブ

- ①当年度会員数に占める前年度中における新規加入会員数の割合（前年度新規加入会員数÷当年度会員数）3%以上増を達成した老人クラブ
- ②前年度において、5人以上の新規会員増を達成した老人クラブ
- ③前年度において、新規にクラブを設立又は休止クラブを復活させた老人クラブ
- ④前年度において、75歳未満の新規会員3人以上増を達成した老人クラブ
- ⑤前年度において、老人クラブ傷害保険（24時間型・活動型）の新規加入者5人以上増を達成した老人クラブ

## 5. 推薦及び審査

上記4の(2)の老人クラブについては、別に定める様式により市町村老人クラブ連合会からの推薦により、北海道老人クラブ連合会において、審査決定する。

なお、審査結果については、令和3年度においては10月12日までに、令和4年度及び令和5年度については7月末日までに市町村老人クラブ連合会に通知する。

## 6. 賞及び贈呈

- (1) 賞の名称は、「新規会員増等奨励特別賞」とし、賞状及び当年度予算の範囲内で副賞を贈呈する。賞状の様式は別に決定する。
- (2) 賞状の贈呈は、北海道老人クラブ大会の席上において行う。

## 7. 全老連各種表彰への推薦

上記4の賞状贈呈対象団体のうち特に顕著な事績があった市町村老人クラブ連合会及び老人クラブについては、全国老人クラブ連合会が実施する各種表彰の推薦にあたり推薦順位等を考慮するものとする。

附則 この要綱は令和3年4月1日から実施する。